

児童虐待を防止するための機関としての保育所の可能性についての検討

あべまつ もとい

(ふじヶ丘保育園・子育て支援センター)

《目的・視点》虐待・ネグレクト問題に関しては、発見後のフォローについてもしくは事例研究の場合も時系列の当該親子の発見されてからの状況と関係機関の対応が主として出されることが多い。振り返って虐待・ネグレクトを未然になぜ防止できなかったのか、事例を基にこのような社会的ネグレクトともいふべき状況を改善するためには関係機関（その中で保育所については今後の位置づけを具体的に展望する）はどのようなことが可能でどのようなことをすべきか検討することを目的とした。

《事例》ケース①～家族構成：母親（27歳）、長男（5歳）、長女（1歳）、長男がお兄ちゃんと呼ぶ同居人あり（入所途中で別の人になる）。生活保護受給中。長男：精神遅滞（軽度）、言語発達遅滞＋左上下肢の軽いマヒ（頭蓋内出血後遺症）、身障者手帳4級、肥満、かなり悪化した虫歯が10本。長女：肥満傾向で虫歯も多い。

＜対応の必要性を認めるまでの経緯＞母よりⅢあり。就労と入院のため一時保育を利用希望。長男は三歳で脳挫傷（階段から落ちたとのこと）。1カ月入院した。その後A保育園入園。1カ月で退園。本園の一時保育申込み。当日より利用可能な週3日を全て利用する。食事を飲み込むように食べ何倍もおかわりする、長女は他児のおやつも食べようとするなどの様子から、家庭生活の把握が必要と思ったが翌月より突然利用がなくなる。そこで子育て通信を送付する際、地域子育て支援事業や一時保育を利用してくださいと書き添えるが利用はない。その後携帯電話にも電話するが繋がらなくなっている。3ヶ月後母親よりⅢあり。パートの仕事が決まったので市へ入所申し込み書を出すとのこと。一時保育は一日二人で2800円ほどの負担（当時）があり、入園するとこのケースの場合無料となることも理由ではないかと思われる。入園時健診で長男は肥満と確認。2ヶ月後母親と面談。長男は一歳から二歳のころ、生活が困難だったので鹿児島県児童総合相談センターから措置されて児童養護施設に半年間入所していたとのこと。なお入園前のことについて児童総合相談センター（児童相談所）等から情報提供はなく（園での状況を伝えても）、正確な生育歴や児童の状態について把握するのが困難で母親から聞いた範囲で

しかわからない。

＜関係機関へ＞4ヶ月後、園長同行し県児童総合相談センター（児童相談所）で診断。当日同居している男性も同乗（同居している人がいることもこの時まで知らされていなかった）。本児は発達指数は60前後で、知的なものは3歳半くらい。男性の声かけいい。母は普通学級希望。半年後の診断とグループ指導への参加を勧めた。今回の言葉の検査だけでは判断しにくい部分があったが多少の遅れはあったにしても繰り返し教えたりすることにより伸びる可能性が十分あるとのこと。市より求職活動での入所期間を過ぎているので退所になるとの連絡あり「休業期間中の継続入所願」に園長の意見と児童総合相談センターの医師に書いてもらった診断書を添付して提出する。継続入所が認められ、以後市は配慮してくれている。児童総合相談センターの担当者よりⅢ（4月より担当。本児に会ったことはない）。グループ指導に参加するとのだったが参加なし。児童総合相談センターへはショートスティや施設入所についてなど母親自身が困った時のみ相談する。児童総合相談センターがどうしても親に来所してほしい時は園から伝えることとなる。母より「どこか4・5日子どもだけ預かってくれるところはないか。ストレスがたまっている。」との相談あり。児童総合相談センターへにⅢ。ショートスティあり。ただし市福祉事務所への登録必要で対象は障害幼児のみとのこと。母子生活支援施設を紹介するが、以前聞いたことはある様子。20:30～22:00母の了解を得た上で、姉夫婦にⅢすると来園するとのことと面談。祖父はとても厳しく（祖母は離婚?）、姉は真面目でがんばり屋で妹である母親は劣等感を持つ（持たされ）てきたよう。姉によると以前より自立して子育てできるか不安だったとのこと。養護施設や母子生活支援施設も含めて姉夫婦とじっくり話し合うとのこと。22:10母よりⅢ。やはり今夜だけでも預かってもらえないか?同居している人が帰ってくるということなのでとのこと。園としては身内の方に相談するようこの時点では対応せざるをえない。

＜2ヶ月後＞母より児童総合相談センターの一時保護を半年ぐらい利用してその後再入園したいと相談あり。児童総合相談センターとしては一時保護（現在満杯

）はしないで当面様子を見ることにしたいとのこと。
1ヶ月後、児童養護施設のショートステイを1週間利用する。

<1ヶ月後> これまでも時々あったが外傷あるので児童総合相談センターへ預るとこちらにどうしてほしいのか聞くので、関係者のケース会議と保護者の継続的フォローをするよう強く求める。母親は「子どもをみていると幸せ、黙っていてももらいたい時は兄は黙ってしてくれる、兄妹で遊んでくれる」とのこと。子どもの理解が母親中心である。母親自身の育ちの中で、親からそのような対応を受けていたことがうかがえた。虐待・ネグレクトの世代間連鎖を防ぐ必要性和関係機関の関与の弱さを痛感させられる。

<1ヶ月後> 年末年始に一週間ほど児童養護施設に預けていた。病院で診断してもらい、その結果を持って児童総合相談センターに子どもを半年をめどに児童養護施設入所を申請するので退所したい。入所先が決まるまでは子どもの状態に不安が残り、一度退所すると再入所は困難になるので、児童養護施設入所が決まるまで籍は置いておくよう伝え了解を得る。町内会の役割などが面倒で転居も考えているとのこと。

《現状》 保育園にはほとんど休まず通園している。そのため生活リズムが安定し、肥満も着実に改善している（99.10入所時点で117 cmで27.6kg肥満度29%だったのが00.11 時点では121.3 cm26.8kgに改善した）。母は状況が悪化し困ってから対策を考えるとところがある。ふだんは明るい性格で、ゲームセンターで獲得したキャラクター人形などを園へいっぱい持ってきてくれたりする。また母親なりに努力して、お願いしてやっとではあるが虫歯の治療に連れていったり、行事の時は早く送ってきたり（ふだんは10時から11時頃）、迎えも20時や21時を過ぎることはなくなった。以前は長男は自分がほしいと思うといきなり相手にパンチしたり泣く行為が目立ったが現在ではほとんど無くなり遊びの中に加わろうとしたり、遊びの内容も豊かになり運動量も増えている。長女は隣の子のおやつを食べようとするなどの行動が多かったがそのようなこともほとんど無くなった。

《考察》

通常、虐待・ネグレクトが問題として取り上げられるのは、実際に子どもが異常な状態になった場合であることが多い。しかしどんなケースも何らかの兆候を示しているものである。それは顕著な表れ方だけでなく保健所の健診を受診しないなどの表れ方をする場合も多いと推測できる。そのような虐待・ネグレクトに陥

る前の要注意ケースに対して電話や家庭訪問などで見守りながら虐待・ネグレクトを防止し子どもの理解と子育ての学習機会を提供することが必要である。そのような場として保健所が行う親子教室や育児サークルとともに保育所がある。以下に保育所が虐待・ネグレクトにおいて大きな機能を果たす可能性があることを示す。

①このようなケースの場合、通常の入所理由に合致しない場合も多い（就労していないなど）と考えられる。また、通常の子育て支援事業では親子での参加が基本である。しかしこれもこのようなケースほど参加に対してあまり積極的ではない。このようなケースにとって関心が高いのは一時保育であるようである。その理由は市役所にいろいろな書類を出したり、たずねられたりなどの煩わしさがなく、育児のストレスなどを一時的に回避することができることなどである。しかしこれもリスクの高い家庭が利用しやすくするためには利用料を生活保護世帯や母親の一人親世帯などに対しては軽減したり、現在はストレス解消などの理由では週1回しか利用できない規定を児童相談所や福祉事務所・保健所などが認めた場合は必要な期間利用できるようにするなどの配慮が必要である。

②このような家庭では、回りの関わりに対して非常にネガティブにとらえたり嫌がったりすることが多い。それに対して、保育所を利用するなかでいろいろな子ども（障害を持つ子など）がいることを自然に学習し、親や保育所職員との何気ない会話や共感的な話しの中で次第に外部に対して率直な悩みを訴えるように開かれていくことが可能である。

③他の機関が把握した時、児童相談所や児童養護施設などに比べて保護者に紹介しやすい（ただし、ケースによってはこれらの機関の対応が必要なことは言うまでもない）。

④これらのことから、これから保育所は「子どもの最善の利益を守り具体化するために直接保育をするとともに、家庭を含め環境と関係の調整をする地域の子育て支援センター」としてとらえることにより、虐待・ネグレクト（恐れのあるケース）の防止・軽減と発見・継続的フォローを総合的に行う社会資源と位置づけることは可能ではないか。ただし、全体をマネジメントするのは基本的には児童相談所・福祉事務所などの公的機関がなすべきと考える。ここがケース会議、家庭訪問、巡回相談などを連絡・調整するのが本来だと思ふ。しかしその場合も子どもの虐待防止センターなどの民間団体との連携が望ましいだろう。